

平成22年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

平成23年9月

栃木県監査委員

栃 監 査 第 6 2 号

平成 2 3 年 9 月 1 6 日

栃木県知事 福 田 富 一 様

栃木県監査委員 五月女 裕久彦

同 小 林 幹 夫

同 黒 本 敏 夫

同 田 崎 昌 芳

平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年 7 月 2 9 日付けで審査に付された平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の審査は、知事から提出された平成22年度決算に基づく健全化判断比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成22年度決算 に基づく比率	平成21年度決算 に基づく比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
(1)実質赤字比率	—	—	3.75 %	5 %
(2)連結実質赤字比率	—	—	8.75 %	20 %
(3)実質公債費比率	11.5 %	12.0 %	25 %	35 %
(4)将来負担比率	155.8 %	171.0 %	400 %	

(注) (1)実質赤字比率の場合は実質赤字額が、(2)連結実質赤字比率の場合は連結実質赤字額が、それぞれ生じていないことから算定されない。

3 審査の意見

(1) 実質赤字比率について

平成22年度の一般会計等の決算において、実質収支は83億円余の黒字となっていることから、実質赤字比率は算定されない。

しかしながら、これは「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく取組の効果や地方交付税、臨時財政対策債等の歳入の増加によるものであり、今後の税収や地方交付税等の動向によっては、実質収支が赤字になることも懸念される。

今後とも、「とちぎ未来開拓プログラム」や栃木県行財政改革大綱（第5期）「とちぎ行革プラン」を着実に実行し、財政調整的基金に頼らない持続可能な財政基盤の早期確立を図られたい。

(2) 連結実質赤字比率について

平成22年度の一般会計等の決算においては、実質収支が黒字であること、公営企業会計の各会計毎の決算においては、資金の不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は11.5%で、早期健全化基準を下回っており、前年度より0.5ポイント改善している。

これは、「栃木県行財政改革大綱」に基づき、投資的経費の縮減による県債の新規発行額の抑制や、公債償還費の平準化に取り組んできたことから、公債費が減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率は155.8%で、早期健全化基準を下回っており、前年度より15.2ポイント改善している。

これは、将来負担額である臨時財政対策債を除く地方債残高が減少したことに加え、将来負担額から控除する充当可能基金が増加したことによるものである。

なお、この比率は将来負担を限定的に算入したものであり、他に、公の施設の管理運営契約や複数年度にまたがる建設工事に係る債務負担行為など、将来確実に負担が見込まれるものもあり、これらについても把握しておく必要がある。

また、地方債残高は1兆円を超えているが、その主な要因は臨時財政対策債の発行増によるものであり、今後も増加することが見込まれる状況にある。臨時財政対策債は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額に全額算入され、将来負担額から控除されることから、比率算定上影響はないものの、地方債であることから、引き続き県債全体の適正な管理が必要である。

資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

平成22年度決算に基づく資金不足比率の審査は、知事から提出された資金不足比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

事業会計名	平成22年度決算 に基づく比率	平成21年度決算 に基づく比率	経営健全化基準
(1)病院事業会計	—	—	20 %
(2)電気事業会計	—	—	20 %
(3)水道事業会計	—	—	20 %
(4)工業用水道事業会計	—	—	20 %
(5)用地造成事業会計	—	—	20 %
(6)施設管理事業会計	—	—	20 %
(7)流域下水道事業特別会計	—	—	20 %

(注) 資金不足比率は、各会計で資金の不足額が生じていないことから算定されない。

3 審査の意見

(1) 病院事業会計資金不足比率について

病院事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

また、「平成22年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、238.1%となっている。さらに、過年度未収金を流動資産から控除した場合でも、流動比率は233.6%となっている。

しかしながら、「平成22年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載したとおり、県立病院にあつては、高度で専門的な医療が求められる一方で、経営の効率化も求められていることから、一般会計負担金の縮減に向け、一層の経営改善に取り組まれるよう望むものである。

(2) 電気事業会計資金不足比率について

電気事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

また、「平成22年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した電気事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、2,900.0%となっている。

前年度に引き続き経営は安定した状態にあると認められる。

(3) 水道事業会計資金不足比率について

水道事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

また、「平成22年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、4,059.5%となっている。

前年度に引き続き経営は安定した状態にあると認められる。

(4) 工業用水道事業会計資金不足比率について

工業用水道事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

また、「平成22年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した工業用水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、4,698.9%となっている。

平成22年度決算においては資金不足は発生していないが、大口契約企業の撤退に伴う契約水量の減少による給水収益の減など、経営環境は厳しくなっていることに留意されたい。

(5) 用地造成事業会計資金不足比率について

用地造成事業会計の資金の不足額は、流動負債から土地前受金及び事業資産を含む流動資産を控除し、土地評価差額を加えた額により算出される。その結果、資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。

しかしながら、当該年度においても経常損失が発生し、さらに含み損を抱える産業団地もあるなど、厳しい経営状況であることから、積極的な企業誘致活動を展開し、早期分譲に努められるよう望むものである。

(6) 施設管理事業会計資金不足比率について

施設管理事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

また、「平成22年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した施設管理事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、487.6%となっている。

今後とも、賃貸ビル事業、ゴルフ場事業について、経営の効率化に努められたい。

(7) 流域下水道事業特別会計資金不足比率について

流域下水道事業特別会計の実質収支は16億円余の黒字となっていることから、資金不足比率は算定されない。

本事業は、維持管理費は計画排水量に応じて市町が負担し、建設費は国、県及び市町が負担するものであることから、資金不足額の発生は想定されないが、引き続き経営の効率化に努められたい。

資金不足比率の審査の意見については以上のとおりであるが、平成23年度は、水道事業会計及び流域下水道事業特別会計において、福島第一原子力発電所の事故に関連して新たな経費が発生していることから、今後の事業運営に留意されたい。